

主催・共催・協賛・後援等に関する内規

一般社団法人日本スクールカウンセリング協議会

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本スクールカウンセリング協議会（以下、「本協議会」という）が関与する催しについて、関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 主催・共催・協賛・後援等に関する定義を原則的に以下のとおりとする。この定義を適用しにくいときは、個別に判断する。

- (1)「主催」とは、催しの開催の主体となり自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2)「共催」とは、本協議会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。協賛又は後援と比べて、その催しへの労力的または心理的な関与度が強い。
- (3)「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本協議会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが協賛金等の費用負担を伴う場合もあり、後援に比べてその催しへの本協議会の関与度が比較的大きい。
- (4)「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本協議会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用に限る。

(主催及び共催の適否基準)

第3条

本協議会が主体となって催しを主催または共催する場合には、定款第3条（目的）および第4条（事業）に則っていることを基準として、個別に判断する。

(共催、協賛及び後援の適否基準)

第4条

本協議会以外の団体が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等（以下「第三者主催の催し等」という）に関して、共催、協賛または後援依頼があった場合には、次の（1）に掲げるいずれかに該当し、かつ（2）に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。なお、個人主催の催し等の依頼については受け付けない。

(1) 承認することができる場合

- イ 公益性があると認められるとき
- ロ 本協議会の会員にとって有益であると認められるとき
- ハ 本協議会の目的及び事業内容に照らし、特に必要と認められるとき
- ニ 参加費、会場、講師等が適正であると認められること

(2) 承認できない場合

- イ 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき
- ロ その運営方法が、公正でないと認められるとき
- ハ その他、本協議会の目的及び業務内容に照らし、適当でないと認められるとき

2 共催、協賛または後援依頼する団体は、次の事項を記載した申請書を開催日2か月前までに、理事長に提出しなければならない。

- (1) 研修会等の名称 (2)主催者（共催，後援） (3)目的 (4)内容 (5)日時 (6)場所 (7)講師
(8)対象(9)参加費 (10)連絡先 (11)予算

(手続き)

第5条 主催・共催・協賛・後援に関する諸手続きは以下のとおりとする。

- (1) 本協議会が新規に催しを主催する場合には、理事会の承認を得るものとする。ただし、過去に主催したことのある催しを実施する場合は、企画委員会及び研修委員会の承認を得る。
- (2) 本協議会の支部や構成団体（本部・支部を問わず）および連携団体が主催する催しに新規に共催、協賛または後援依頼を受けた場合は、企画委員会及び研修委員会の委員長の承認を得るものとする。ただし、過去に共催、協賛または後援をしたことのある催しについては、理事長の承認を得る。
- (3) 国、地方公共団体主催の催しに共催、協賛または後援依頼を受けた場合は、新規・非新規を問わず理事長の承認を得るものとする。
- (4) 第三者主催の催し等に新規に共催、協賛または後援依頼を受けた場合は、企画委員会及び研修委員会の承認を得るものとする。ただし、過去に共催、協賛または後援をしたことにある催しについては、企画委員会及び研修委員会の委員長の承認を得る。
- (5) 以上の手続きで対応しにくい場合は、理事長ならびに企画委員会及び研修委員会の委員長で協議し個別に判断する。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議決を経て行なう。

附則

- 1 この内規は、2021年3月30日より施行する。